

- 1 意見照会期間 令和7年11月25日（火）から令和7年12月12日（金）まで
- 2 意見の提出数 9件
- 3 意見の概要

| 番号 | 意見 | 県の考え方 |
|----|---|--|
| 1 | <p>【目次】</p> <p>現行計画と同様、目次において、「長野県食品ロス削減推進計画」及び「長野県ごみ処理広域化・集約化計画」が本計画のどこに該当しているのか分かる記載をしてほしい。</p> | <p>目次に「長野県食品ロス削減推進計画」及び「長野県ごみ処理広域化・集約化計画」の該当箇所が分かるように記載します。（目次）</p> |
| 2 | <p>【一般廃棄物（最終処分率）の推計】</p> <p>近似曲線を見ると、減少傾向というよりも、令和3年度以降はリサイクル率の推計と同様、横ばい傾向と考える。</p> | <p>令和元年度から令和12年度の中長期的には減少しているため、減少傾向と考えています。（P28）</p> |
| 3 | <p>【廃棄物処理計画（第5期）における数値目標に対する評価（一般廃棄物）】</p> <p>最終処分量については、「民間事業者への委託に伴い、焼却灰等の再資源化が増加したことを理由に大幅に減少した」とされているが、リサイクル率が増加している理由も同様ではないか。</p> | <p>ご指摘のとおり「焼却灰等の再資源化の増加」はリサイクル率の上昇要因の1つであると考えられますが、最終処分量については、令和5年度実績値と令和7年度目標値の差が大きいため、要因を特に明記しています。（P30）</p> |

市町村への意見照会の結果について

| 番号 | 意見 | 県の考え方 |
|----|--|---|
| 4 | <p>【一般廃棄物の数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none">・数値目標の設定にあたり、トレンド法の数値とは異なる数値が設定されている。・「1人1日当たりの排出量」について、今回示された目標値に沿った形で市町村としての目標値を設定した場合、令和6年度実績から1人当たり100g以上の削減する必要があり、総排出量は6年平均にして10%以上、重量に換算すると令和6年度から令和12年度までに1万トン以上の減量が必要となる。数値目標を具体的な重量で捉えるのか、又は前年度比でどの程度の割合を減少させるのかは、各自治体のごみ処理の実情によって意味合いが変わってくる。・リサイクル率の上昇についても、市街地では民間回収の拡大に伴う排出機会の増加により、自治体回収におけるリサイクル率は低下傾向にある。数値目標の達成には、自治体の数値に現れない県民の取り組みを県が補完し算定する等が望ましい。・数値目標は各自治体の処理の実情等にもよるが、その積み上げにより達成されるものである。実情に配慮した数値目標の設定は難しいと思うが、達成への裏付けのある目標を設定してほしい。 | 一般廃棄物の数値目標については、各市町村の数値の積み上げではなく、県の役割として、県全体の将来的な方向性を示すものであり、4Rの取組を加速していくため、高い目標値を掲げています。市町村におかれでは、この方向性を共有いただき、各市町村の実情に応じて、取組を一層推進していただきたいと考えています。リサイクル率の数値目標については、民間回収の数値を含めたりサイクル率の算定は現状では困難であるため、一般廃棄物処理事業実態調査の数値を基に設定していますが、ご指摘のとおり民間回収の取組状況の把握は必要であると考えていますので、把握方法等について研究してまいります。 |
| 5 | <p>【各主体の役割（概念図）】</p> <p>【事業者等】に「産業廃棄物の適正処理」が記載されているが、「事業系一般廃棄物の適正処理（排出）」も記載すべきと考える。</p> | 該当箇所を「廃棄物の適正排出・処理」に修正します。（P39） |

市町村への意見照会の結果について

| 番号 | 意見 | 県の考え方 |
|----|---|--|
| 6 | <p>【各主体の役割（排出事業者の役割）】 産業廃棄物と一般廃棄物を適正に分別することが記載されているが、事業系一般廃棄物を減量する役割も有しているので、そのような内容が分かる記載をすべきと考える。</p> | 第3章の2（事業者の役割）に、排出事業者の役割として、産業廃棄物と一般廃棄物について減量化に取り組むことを記載します。（P40） |
| 7 | <p>【一般廃棄物の適正処理の確保】 住民だけではなく、事業系一般廃棄物を排出する事業者の適正な分別・排出に関する事項を記載すべきと考える。</p> | 第4章第4節（適正な再生利用（リサイクル）の推進）に、事業者の分別排出の推進について記載しています。（P67） |
| 8 | <p>【公共関与による施設整備】 県主導による一般廃棄物最終処分場の建設を検討いただきたい。 (1) 一般廃棄物の処理は市町村の責務であり、最終処分も自己処理が原則だが、施設の延命化や自前の施設を確保できない等の理由から、県内の自治体の殆どが一部又は全部を処理委託している状況にあり、運搬費用を含めた財政負担が大きくなっている。 (2) 最終処分場の設置基準は、一般廃棄物も産業廃棄物も同じであり、県が関与して一般及び産業廃棄物の最終処分場を整備している事例がある。 (3) 中信地区における最終処分場はひつ迫した状況にあり、県による公共関与のもと、広域的かつ循環型社会にふさわしい施設整備が望まれる。</p> | 一般廃棄物の最終処分場の整備については、一般廃棄物の統括的な処理責任に基づき、市町村において整備いただくことが基本であると考えています。 |

市町村への意見照会の結果について

| 番号 | 意見 | 県の考え方 |
|----|---|--|
| 9 | <p>【長期広域化・集約化計画の策定】 令和9年度末を目指し別途予定されている「長期広域化・集約化計画」は、県がリーダーシップをとって進めていただきたい。</p> | <p>第3章の4（県の役割）に、ごみ処理の広域化・集約化を進めることを明記しています。（P41） また、令和6年3月の環境省通知では都道府県が主体となり、管内市町村と密に連携して計画を策定することとされており、当該通知を踏まえて策定作業を進めています。</p> |